

県民のまもり

KANAGAWA PREFECTURAL POLICE

安全で安心して暮らせる地域社会の実現
～県民の期待と信頼に応える力強い警察活動の展開～

(平成26年神奈川県警察運営指針)

第296号

発行 平成26年5月
神奈川県警察本部
総務部広報県民課
電話 045-211-1212



<http://www.police.pref.kanagawa.jp/>

見破れ!! オレオレ

電話でお金を要求する

息子はサギ!?



息子などに電話で確認しよう!!

家族だけの合言葉(ペットの名前、孫の名前など)を事前に決めておこう!!

神奈川県警察 神奈川県防犯協会連合会

振り込め詐欺の被害が急増中

「鞄を忘れた。」、「会社の人がお金を取りに来る。」、「還付金があります。」、「近くのATMへ行ってください。」という電話は、振り込め詐欺！

現金を振り込む前、手渡す前に一度、気持ちを落ち着かせ、警察に相談してください。

「紛通帳作戦」に御協力を！

高齢者がお使いの預貯金通帳の余白部分に、警察官が「オレオレ詐欺撲滅スタンプ」を押印し、ご家族の連絡先や家族の合言葉を記載していただきます。高齢者が金融機関で現金を引き出す際、金融機関の職員や警察官が、その内容を基にご家族に連絡を取り、オレオレ詐欺の被害防止を図るもので（詳細は最寄りの警察署へお問合せください。）

回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「県民のまもり」の配布部数に関するお問い合わせは、お近くの警察署・交番・駐在所にお尋ねください。
「県民のまもり」は神奈川県警察のホームページにも掲載しています。

だまされるな その電話！ 電話の相手はにせものだ！

息子や孫を装ってお金を要求する電話は振り込め詐欺です！

●昨年の振り込め詐欺の認知件数は、1,340件で、前年比プラス825件と倍以上に増加しました。また、被害総額は約41億2,300万円に上っています。

●振り込め詐欺は、子や孫を装い、身内の危難を救いたいという親心を利用して、多額の現金をだまし取る卑劣極まりない犯罪です。

●電話で現金を要求する電話がかかるたら、一度電話を切って警察に相談してください。

見知らぬ相手に現金を渡すのは絶対にやめましょう。



まだある、だましの手口

●催眠商法

高齢者や主婦を会場に集めて、安価な商品や食料品などを無料で配布したり、安価な値段で販売したりして、商品を買わなければ損だというような雰囲気を作り上げた上で、高額な商品をあたかも安いように装って売りつける商法。



●点検（危険）商法

「点検に来た。」等と言って来訪し「屋根瓦が緩んでいるので危険だ。白蟻の駆除をしないと柱が腐る。」等と脅かして、強引に点検や工事を行い高額な代金を取る商法。

●不当請求

(アダルトサイト・出会い系サイト)

メール等で身に覚えのない有料サイトの情報料金などの請求書を送りつけ、「このままだと法的処理がなされます。」などといったメールで不安をあおり支払いを迫る。

こんな言葉にご用心！

「元本保証」

「高配当がもらえる」

「絶対損はしない」

あやしいぞ、人の懐聞く業者！

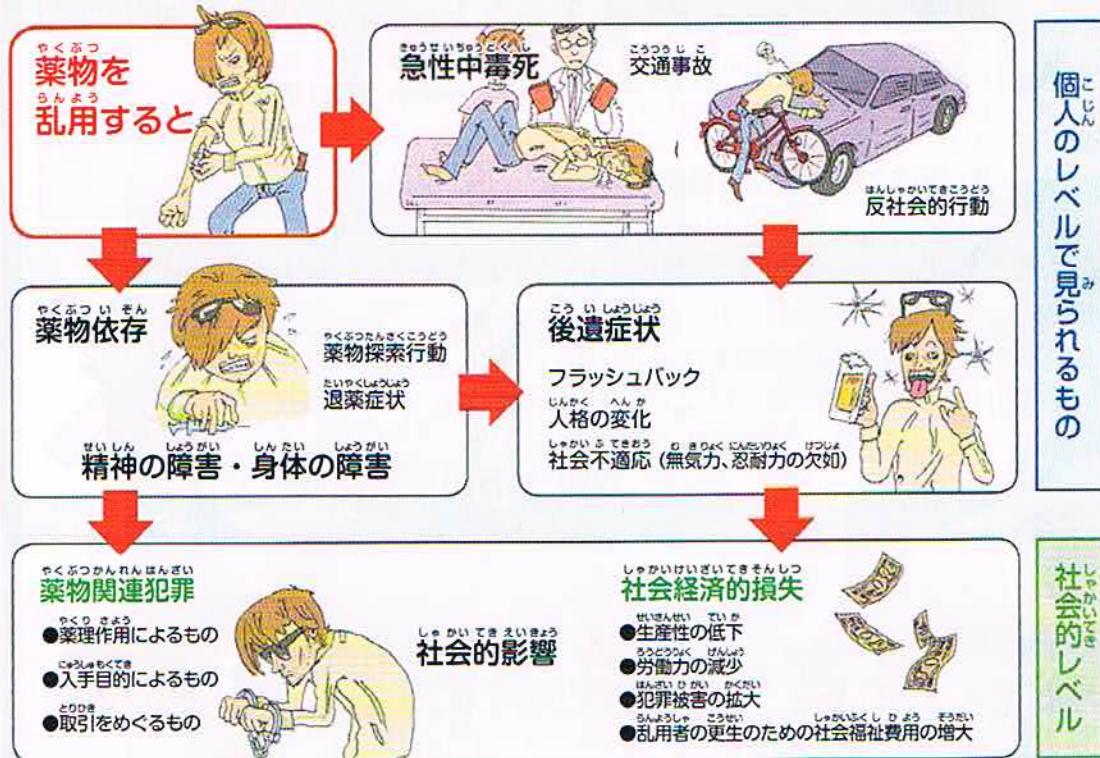
契約はその場で決めず、まず相談



薬物乱用はやめて！

覚醒剤、大麻、コカイン、MDMAなどといった薬物のほか、合法ハーブ、お香などと呼ばれて販売されている脱法ドラッグの乱用が急速に広まっています。また、薬物乱用者によって起こされる事件や事故、時には死亡してしまうこともある健康被害なども大きな社会問題になっています。このような薬物は、たとえ1回使用しただけでも乱用になり、同時に犯罪になります。

「1回くらいなら大丈夫。」という軽い気持ちで薬物に手を出すのは絶対にやめましょう。



平成25年中、神奈川県では1,016人の薬物乱用者が検挙されています。

また、脱法ドラッグ乱用者の取扱いは180人で、そのうち、118人が意識障害や呼吸困難に陥り病院に運ばれたりし、5人が死亡しました。

性犯罪の被害から身を守りましょう！

「自分は大丈夫！」と思っていても、性犯罪の被害に遭ってしまうこともあります。女性が犯罪から身を守るため、次のことを心掛けましょう。

○帰宅時のポイント

- ・夜間の帰宅は、タクシーを利用するなど一人歩きは避けましょう。
- ・帰宅する際には、時折周囲を見回して警戒しましょう。
- ・イヤホンで音楽を聴いたり、携帯電話で通話やメールをしながら歩いたりするのはやめましょう。

○戸締りのポイント

- ・家に入るときは、周囲に不審な人がいないか確認しましょう。
- ・在宅時でも、玄関には必ず鍵を掛けましょう。
- ・高層階に住んでいても、窓には必ず鍵を掛けましょう。

○日常生活でのポイント

- ・不用意に他人に携帯電話番号やメールアドレスを教えないようにしましょう。
- ・防犯ブザーなどの防犯器具を身に付けましょう。
- ・来訪者には、安易にドアを開けずに相手を確認してから対応しましょう。

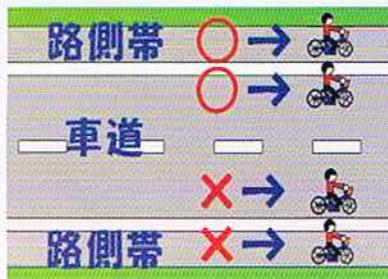


自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上

～自転車も のれば車の なかまい～

○ 道路交通法の一部改正による自転車の新ルール

- 自転車などの軽車両は、路側帯を通行するときは、道路の左側にある路側帯を通行しなければなりません。
- 警察官がブレーキ不良と認められる自転車を停止させて、ブレーキを検査することができるようになりました。
また、ブレーキ不良の場合には、安全のために必要



な応急措置をとること、運転を中止することを命じることができます。

※ 平成 25 年 12 月 1 日施行

5月は自転車マナーアップ強化月間です

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

○ 自転車運転中の携帯電話等の使用、自動車等運転中のイヤホン等の使用禁止

以下の行為は神奈川県道路交通法施行細則で禁止されています。

- 携帯電話等を手で保持して、通話、操作、画像を注視しながら自転車を運転する行為
- 大音量やイヤホン等を使用して音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態で自動車（原付、自転車を含む）を運転する行為

○ 罰則 5万円以下の罰金



神奈川県警察官・警察事務職員募集

必ず護る

神奈川県警察官・警察事務職員募集

警察官採用試験

警察事務職員採用試験

●お問い合わせ先 神奈川県警察本部警務課採用係 TEL 0120-03-4145
http://www.police.pref.kanagawa.jp/

「神奈川県警察のホームページ」から「採用情報」を選んでご覧ください。

- 各種採用試験の詳細
- 業務体験会の開催状況
- 警察各部門の活動

等を分かりやすく紹介しています。

電話でのお問合わせは…
(フリーダイヤル)

おまわりさんよいしごと

0120-034145

神奈川県警察本部警務課採用係

TEL 045-211-1212

内線 2642～2649